平成２４年（フ）第２２７号
長野県大町市平2780番地２
債務者　太田　　博
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　雅春
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６０号
島根県浜田市三隅町岡見290番地１　山根病院三隅分院内、住民票上の住所島根県浜田市三隅町折居416番地
債務者　下岡　武司
法定代理人成年後見人　山田　明弘
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本家　泉衣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２６号
山口県熊毛郡上関町大字室津1103番地の５
債務者　小濱美智江
１　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　出口　裕理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５９号
三重県松阪市丹生寺町547番地
債務者　武田美津子
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第８６号
三重県鳥羽市坂手町859番地
債務者　浜田　兆治
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
長崎県大村市久原２丁目1201番地16、前住所長崎県大村市杭出津２丁目1329番地
債務者　川副　鈴子
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　義明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
長崎県大村市久原２丁目1201番地16、前住所長崎県大村市杭出津２丁目1329番地
債務者　川副　邦弘
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　義明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
山形県東根市大字羽入731番地
債務者　植松　光善
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市元中野町２丁目11番９号
債務者　高村　　隆
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７４号
長野市東鶴賀町15　サンハウジング203号室、住民票上の住所長野市早苗町84番地２
債務者　町田　恒雄
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡室　恭輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８２号
福島県大沼郡会津美里町下堀字中川360番地１　下中川団地４号棟４号室
債務者　金田　　洋
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―24―507、前住所神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地６―305
債務者　須川　賢吾
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３０号
新潟県村上市肴町13番２号
債務者　小幡　健吾
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１３４号
新潟県新発田市大栄町５丁目３番１号　モンパレス第６―１―102
債務者　石田美佐枝
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１７８７号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字東浦487、488合番地　アーバン・パストラール101号
債務者　馬場　智広
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８８号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字東浦487、488合番地　アーバン・パストラール101号
債務者　馬場　絵美
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１号
愛知県稲沢市国府宮４丁目16番27号
債務者　豊川まゆみ
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部